

建築物排水管清掃業の登録基準

1 物的要件

	次の機械器具を有すること
	内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。） ケーブルの長さが15m程度以上のものに限る。
	高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
	ワイヤ式管清掃機
	空圧式管清掃機
	排水ポンプ
	機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。
	機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること
1	機械器具に雨水等がかかるとおそれのない構造であること
2	機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること
3	機械器具を保管するのに適切な規模であること。
4	他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること
5	保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること
	【自動車を保管庫とする場合】 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認める。
	上記 1～3までに掲げる要件を満たしていること
	自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと
	自動車を適切に保管できる車庫（壁、屋根、シャッター）を有すること
	冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、上記 1～3までに掲げる要件を満たした別途専用の保管場所が用意されていること

2 人的要件（排水管清掃作業監督者）

	排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当すること
	排水管清掃作業監督者講習（又は再講習）を修了し、修了した日から6年を経過しない者
	建築物環境衛生管理技術者免状を有する者
	引き続き、その者を監督者として再登録を受けようとする場合は、排水管清掃作業監督者再講習会を修了し、修了した日から6年を経過しないこと

3 作業従事者の研修要件

	従事する者の全員が受講できるものであること（原則1回以上/年）
	事業主又は登録団体が実施主体となって定期的に行われるものであること
	研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
	その指導に当たる者が、 の内容を指導するのに適当と認められる者であること。

4 維持管理の方法等に係る要件

	排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。
	排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。
	敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。
	排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。
	排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
	排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が からままでに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
	建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。